

玉東町立小中学校児童生徒学校給食費補助金交付要項

(目的)

第1条

この要項は、少子化に伴う子育て支援対策の一環として、学校給食費を保護者の経済的負担を軽減するため、玉東町がその経費の一部を負担し補助金を交付するものとし、もって、児童生徒の健全育成ならびに学校における教育の普及奨励を図る。

(補助の対象者)

第2条

補助金の対象者は、次のそれぞれの各号に該当する児童生徒の保護者とする。

- (1) 玉東町立小中学校に在学する児童生徒。
ただし、玉東町の住民基本台帳に登録されているもの。
- (2) 満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満25歳に達した日以後における最初の3月31日の間の第3子以降の児童生徒。
ただし、第4子以降の児童生徒については、年齢制限の上限を廃止する。
- (3) 準要保護児童生徒援助費補助及び特別支援教育就学奨励費補助対象の児童生徒は除く。

(補助金の額)

第3条

補助金の額は、対象者一人につき月額 2,000円とする。

(補助金の申請)

第4条

第2条の規定により、補助金を受けようとするときは、助成対象者の保護者は、玉東町立小中学校児童生徒学校給食費補助金交付申請書(様式第1号)に必要に応じて住民票(除票)を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第5条

町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し適当と認められたときは、補助金の交付を決定し玉東町立小中学校児童生徒学校給食費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の給付期間)

第6条

補助金の給付は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(補助の交付取消)

第7条

町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助を取消することができる。

(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 対象者が除籍したとき。

(不当利得の返還)

第8条

町長は、偽り、その他不正の手段により補助金の支払いを受けた者があるときは、その者からその補助を受けた額に相当する金額または、その一部を返還させることができる。

(その他)

第9条

この要項に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成19年4月1日から一部改正する。
- 3 この要項は、平成20年4月1日から一部改正する。
- 4 この要項は、平成23年6月1日から一部改正する。